

2020年3月31日
企業会計基準委員会

実務対応報告第39号

**「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る
税効果会計の適用に関する取扱い」の公表**

公表にあたって

令和2年度税制改正において従来の連結納税制度が見直され、グループ通算制度に移行する税制改正法（「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号））（以下「改正法人税法」という。）が2020年3月27日に成立しています。これにより、グループ通算制度の適用対象となる企業は、改正法人税法の成立日以後に終了する事業年度の決算（四半期決算を含む。）において、グループ通算制度の適用を前提として繰延税金資産の回収可能性の判断を行う必要がありますが、当該判断を行うことについて、実務上対応が困難であるとの意見が聞かれたことから、当委員会では、必要と考えられる取扱いを検討してまいりました。

今般、2020年3月27日開催の第428回企業会計基準委員会において、標記の「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（以下「本実務対応報告」という。）の公表が承認されましたので、本日公表いたします。

本実務対応報告につきましては、2020年2月13日に公開草案を公表し、広くコメント募集を行った後、当委員会に寄せられたコメントを検討し、公表するに至ったものです。

本実務対応報告の概要

以下の概要は、本実務対応報告の内容を要約したものです。

■ **範囲（本実務対応報告第2項）**

本実務対応報告は、2020年3月27日に成立した改正法人税法の成立日の属する事業年度において連結納税制度を適用している企業及び改正法人税法の成立日より後に開始する事業年度から連結納税制度を適用する企業を対象とする。

■ **改正法人税法の成立日以後に終了する事業年度の決算（四半期決算を含む。）に係る税効果会計の適用に関する取扱い（本実務対応報告第3項）**

本実務対応報告は、改正法人税法の成立日以後に終了する事業年度の決算（四半期決算を含む。）についてグループ通算制度の適用を前提とした税効果会計における繰延税金資産及び繰延税金負債の額については、実務対応報告第5号「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その1）」及び実務対応報告第7号「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その2）」に関する必要な改廃を当委員会が行うまでの間は、グループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目について、企業会計基準適用指針第28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」第44項の定めを適用せず、改正前の税法の規定に基づくことができるものとする。

■ **適用時期（本実務対応報告第5項）**

本実務対応報告は、公表日以後適用する。

以 上

【参考】「所得税法等の一部を改正する法律案要綱」におけるグループ通算制度の記載（抜粋）

以下は、財務省から公表されている「所得税法等の一部を改正する法律案要綱」に示されているグループ通算制度に関する記載のうち、繰延税金資産の回収可能性を判断するにあたって関連があると考えられる項目を抜粋したものである。

所得税法等の一部を改正する法律案要綱

三 法人税法の一部改正（第3条関係）

1 連結納税制度を見直し、通算制度として次の(1)から(11)までの措置を講ずるとともに、通算制度への移行にあわせて(12)の見直しを行うこととする。

(1) 損益通算及び欠損金の通算

連結納税義務者に関する規定並びに連結所得の金額及び連結法人税額の計算に関する規定を削除するとともに、次の措置を講ずる。（旧法人税法第1編第2章の2、第2編第1章の2関係）

① 損益通算（法人税法第64条の5関係）

イ 通算法人の所得事業年度終了の日において通算完全支配関係がある他の通算法人の同日に終了する事業年度において通算前欠損金額が生ずる場合には、その通算法人のその所得事業年度の通算対象欠損金額は、その所得事業年度において損金の額に算入し、通算法人の欠損事業年度終了の日において通算完全支配関係がある他の通算法人の同日に終了する事業年度において通算前所得金額が生ずる場合には、その通算法人のその欠損事業年度の通算対象所得金額は、その欠損事業年度において益金の額に算入する。

(略)

② 欠損金の通算（法人税法第64条の7関係）

イ 通算法人の欠損金の繰越控除の適用を受ける事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度において生じた欠損金額はその通算法人の特定欠損金額と各通算法人の欠損金額のうち特定欠損金額以外の金額（以下「非特定欠損金額」という。）の合計額を各通算法人の特定欠損金の繰越控除後の損金算入限度額の比で配分した金額との合計額とし、繰越控除はそれぞれ次に掲げる金額を限度とする。

(イ) 各通算法人の損金算入限度額の合計額を各通算法人の特定欠損金額のうち欠損金の繰越控除前の所得の金額に達するまでの金額の比で配分した金額

(ロ) 各通算法人の特定欠損金の繰越控除後の損金算入限度額の合計額を各通算法人の配分後の非特定欠損金額の比で配分した金額

(略)

(5) その他の所得金額の計算

① 税効果相当額の授受

内国法人が他の内国法人との間で通算税効果額を授受する場合には、その授受する金額は、損金の額及び益金の額に算入しない。（法人税法第26条、第38条関係）

(注) 上記の「通算税効果額」とは、通算制度を適用することにより減少する法人税

及び地方法人税の額に相当する金額として内国法人間で授受される金額をいう。

(略)

(12) 通算制度への移行にあわせた見直し

① 受取配当等の益金不算入制度について、次の見直しを行う。(法人税法第 23 条関係)

イ 関連法人株式等に係る負債利子控除額を、関連法人株式等に係る配当等の額に係る利子相当額として一定の金額とする。

ロ 関連法人株式等又は非支配目的株式等に該当するかどうかの判定については、完全支配関係がある他の法人の有する株式等を含めて判定(現行：連結納税制度において連結法人の有する株式等につき判定)を行うこととする。

② 寄附金の損金不算入制度について、寄附金の損金算入限度額の計算の基礎となる資本金等の額について、資本金の額及び資本準備金の額の合計額とする。(法人税法第 37 条関係)

③ 貸倒引当金制度について、完全支配関係がある他の法人(現行：連結完全支配関係がある連結法人)に対して有する金銭債権を貸倒引当金の対象となる金銭債権から除外する。(法人税法第 52 条関係)

(略)

十六 租税特別措置法の一部改正(第 16 条関係)

連結納税制度の見直しに伴い、次の措置を講ずることとする。

(略)

2 資産の譲渡に係る特別控除額の特例について、法人及び当該法人との間に完全支配関係がある他の法人(現行：連結親法人及び当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人)の特別控除額の合計額が定額控除限度額(年 5,000 万円)を超える場合には、その超える部分の金額を損金不算入とすることとする。(租税特別措置法第 65 条の 6 関係)

(略)